改正

平成5年4月1日条例第15号 平成30年3月28日条例第7号

刈谷市特別工業地区建築条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規 定に基づき、特別工業地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるも のとする。

(建築の制限)

- 第2条 特別工業地区内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、次に 掲げる建築物で市長が許可した場合は、この限りでない。
 - (1) 工場兼用住宅又は工場の管理のための住宅
 - (2) 工場の従業員のための共同住宅又は寄宿舎
 - (3) 近隣に環境悪化をもたらすおそれがないと認められるもの又は公益上やむを得ないと認められるもの
- 2 市長は、前項ただし書の規定により許可をする場合においては、あらかじめ第4条に規定する 刈谷市建築審議会の意見を聴かなければならない。

(既存建築物に対する制限の暖和)

- 第3条 この条例の規定の施行又は適用の際現に存し、又は建築の工事中である建築物(前条第1項本文の規定に適合しないものに限る。)で法又はこれに基づく命令若しくは条例(この条例を除く。)の規定に適合しているものについては、前条第1項本文の規定にかかわらず、当該建築物が同項本文の規定に適合しなくなった時(以下「基準時」という。)を基準として、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築することができる。
 - (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の前条第1項本文の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、

基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(建築審議会)

- 第4条 市長は、第2条第1項ただし書の規定による許可をする場合に意見を聴くため、刈谷市建築審議会(以下「建築審議会」という。)を置く。
- 2 建築審議会の組織及び運営については、規則で定める。

(間間)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第2条又は第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第2条又は第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 第6条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、都市計画特別工業地区の決定の告示の日から施行する。
 - (刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)
- 2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例(昭和32年条例第1号)の一部を次のように改正する。
 - 第2条中第45号を第46号とし、第44号の次に次の1号を加える。
 - (45) 建築審議会委員 日額 3,800円
 - 第4条第2項中「第45号」を「第46号」に改める。
 - 附 則(平成5年4月1日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、改正法附則第2条の規定による告示の日(改正法第1条の規定による改正後の都

市計画法の規定による当該都市計画区域の用途地域に関する都市計画の決定の告示の日をいう。) までの間は、改正後の刈谷市特別工業地区建築条例別表の規定は適用せず、改正前の刈谷市特別 工業地区建築条例別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年3月28日条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

- 1 法別表第2(る)項第1号(1)から(13)まで及び(31)に掲げる建築物
- 2 法別表第2(わ)項第2号から第8号までに掲げる建築物